

広島市体育指導委員の定数等に関する事項

広島市体育指導委員規則第2条第2項及び第4条により次のとおり定める。

1 定数等について

(1) 体育指導委員（以下「委員」という。）は、原則として各小学校区ごとにこれを置き、その定数は、原則として次の表のとおりとする。

また、各小学校区ごとの委員は男女各1名以上で構成することとする。

定数	人口規模
2名	6,000人以下
3名	6,001人～11,999人
4名	12,000人以上

備考 この表において、人口とは、前年度9月1日現在における住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録をしている者の合計人数とする。

- (2) 任期中は、委員の増減を行わないものとする。ただし、学区の分離による新たな学区の増員は除く。
- (3) 各小学校区ごとに置く委員のほかに、学識経験者を若干名委員として置く。

2 委嘱について

(1) 各小学校区ごとの委員については、委嘱時において、新任委員は55歳未満、再任委員は65歳未満の者で、原則として各小学校区内に居住する者とする。

各学区の体育団体長は各行政区域の区長に推薦書を提出し、区長は提出された候補者を取りまとめ市民局長に提出する。市民局長が選考し、市長が委嘱する。

(2) 学識経験者については、市民局長が選考し、市長が委嘱する。

3 分担地域等について

各小学校区ごとに置く委員については、原則としてその小学校区内において、また、学識経験者として置く委員については、原則として市域内において、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 住民に対するスポーツの普及、振興
- (2) 住民に対するスポーツの実技の指導及び助言
- (3) スポーツ組織の育成指導
- (4) スポーツ団体の行うスポーツに関する行事等への実施協力
- (5) 教育機関等の行うスポーツに関する行事等への実施協力
- (6) その他広島市体育指導委員規則第2条第1項各号に掲げる職務を行うために必要なこと。

附 則

この事項は、平成20年4月1日から施行する。

広島市体育指導委員定数（平成20～21年度）【総括表】

区		小学校区数 (似島学園は除く)	学区人口	委員定数	前期(H18～H19) 委員定数	委員定数の 対前期増減
1	中区合計	14学区	132,940	43	43	
2	東区合計	12学区	119,521	39	40	1
3	南区合計	16学区	136,095	46	46	
4	西区合計	18学区	182,355	57	57	
5	安佐南区合計	25学区	222,802	75	72	3
6	安佐北区合計	28学区	155,749	67	67	
7	安芸区合計	9学区	78,984	26	26	
8	佐伯区合計	18学区	136,054	45	45	
学区委員全市合計		140学区	1,164,500	398	396	2